

通信・放送の総合的な法体系に関する研究会
中間とりまとめへの意見
—特にインターネット上の違法・有害情報について—

2007年9月19日

特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟

事務局次長 長田三紀

コンテンツに関する法体系のあり方について

- 伝送路を意識しないでコンテンツを楽しむ時代
- ゲーム機等を使って、小さな子どももテレビからネットの世界へ
- インターネット上の有害コンテンツを保護者の多くは不安に思っている
- 事業者が自主的に行っている違法・有害コンテンツへの対応について、なんらかの法的根拠が必要
- フィルタリングの認知度が進んでも、なかなか実際の導入に結びつかない

コンテンツに関する法体系のあり方について

- しかし、いわゆる出会い系サイトに関係した事件はまだまだ多く、特に児童の性的被害に係る事犯は出会い系サイトに関係した事件の検挙全体の76%を占め(平成19年上半期 警察庁発表)689件にものぼる。
- サイトへのアクセス手段は、95.5%の児童が携帯電話を使用している。
- こういう現状をみると、ゾーニングの検討も必要ではないかと考える。
- しかし、何が有害情報かを国が判断する制度であってはいけない。

消費者保護規定について

- 電気通信及び放送における消費者被害は年々増加傾向にあり、解決困難なものも増えている。
- 電気通信の契約においては、説明不足による消費者の誤認や理解不足に起因する消費者被害が多いとされているが、書面上は不備がないために、消費者センターでも解決できないものが多々ある。
- しかし、複雑なサービスや条件を丁寧な説明無しに理解することは消費者にとっては困難。

消費者保護規定について

- また、有料放送の分野でも、当選商法など、悪質な販売による消費者被害が起きている。
- 電気通信事業法では事前説明を義務化しているが、消費者側からすれば全く不足しているし、放送法では標準約款での対応とされているが、不十分である。
- 融合法制では、是非、消費者保護ルールを明確化して欲しい。
- また、民事効を入れて、個々の消費者の被害回復請求ができるようにして欲しい。